

徳島県告示第七百十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十

六条第一項の規定により公告する。

令和二年十一月二十四日
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四二〇号	配合肥料	東栄有機入り配合 五号	窒素全量 三・〇 りん酸全量 七・〇 加里全量 五・〇	公定規格の定め のとおり	株式会社東肥糧製造所 勝浦郡勝浦町大字沼江字九山 番地の二	令和八年十二月十二日